

令和 6 年度業務実績等報告書 に係る参考資料

独立行政法人農業者年金基金

**第1 国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置**

1 農業者年金事業

申出書等の標準処理期間内の処理状況調査の結果について

令和6年9月

標準処理期間を定めた申出書等の処理状況の調査結果について、下記のとおり公表します。

記

申出書等の種類	標準処理 期 間	処理件数 (8月分)	標準処理 期 間 内 処理件数	標準処理 期 間 内 処理率(%)
加入申込書等	30 日	166	166	100.00
年金裁定請求書等	60 日・75 日	1,904	1,888	99.16
合 計	—	2,070	2,054	99.23

注1 独立行政法人農業者年金基金が令和6年8月中に処理を行った申出書等について、処理状況の調査を行った。

2 記載内容の不備、添付書類もれ等により、受託機関を通じて申請者等に返戻した後、再度受付処理したものは除いている。

申出書等の標準処理期間内の処理状況調査の結果について

令和7年3月

標準処理期間を定めた申出書等の処理状況の調査結果について、下記のとおり公表します。

記

申出書等の種類	標準処理 期 間	処理件数 (2月分)	標準処理 期 間 内 処理件数	標準処理 期 間 内 処理率(%)
加入申込書等	30 日	449	449	100.00
年金裁定請求書等	60 日・75 日	2,443	2,440	99.88
合 計	—	2,892	2,889	99.90

注1 独立行政法人農業者年金基金が令和7年2月中に処理を行った申出書等について、処理状況の調査を行った。

2 記載内容の不備、添付書類もれ等により、受託機関を通じて申請者等に返戻した後、再度受付処理したものは除いている。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

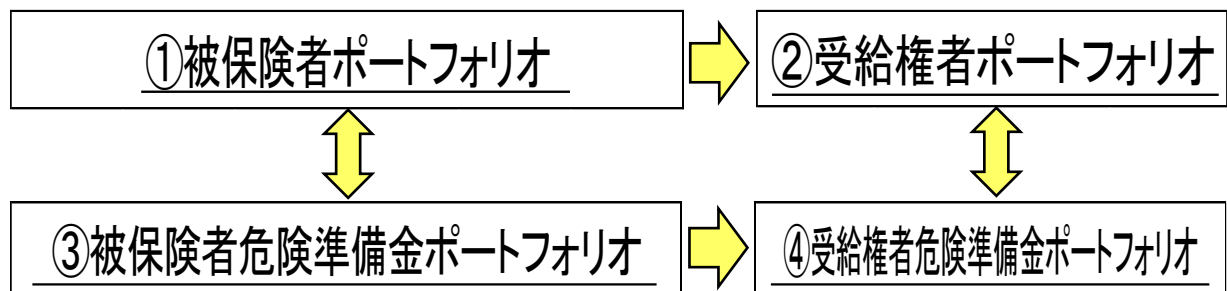
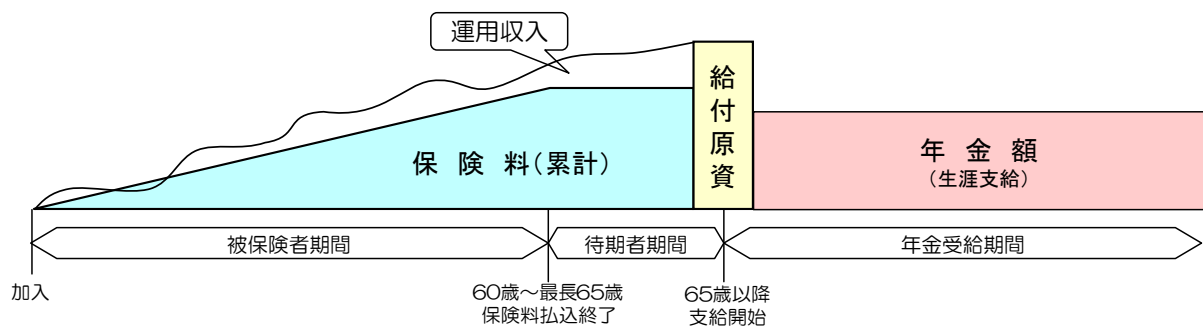
2 年金資産の安全かつ効率的な運用

農業者年金基金の運用について

(1) 積立方式・確定拠出型の財政方式

農業者年金は、自ら積み立てた保険料等とその運用収入に応じて年金額が事後に決まる「積立方式・確定拠出型」の年金制度であり、加入者の支払った保険料は、将来自らの年金給付に使われます。このため、保険料を支払っている方や年金を受給している方の人数が変化しても、その影響を受けにくい財政的に安定した制度です。

【農業者年金制度（積立方式・確定拠出型）のイメージ】



ポートフォリオの種類	資産規模	運用の目的	運用対象資産
①被保険者ポートフォリオ	2,904億円	・長期的、安定的に資産を増加させること	・4資産(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式)に分散投資
②受給権者ポートフォリオ	1,098億円	・年金給付のための資産を安定的に確保すること	・国内債券100%
③被保険者危険準備金ポートフォリオ (付利準備金・調整準備金)	137億円	・元本と流動性を確保すること	・短期資産100%
④受給権者危険準備金ポートフォリオ (調整準備金)	61億円		

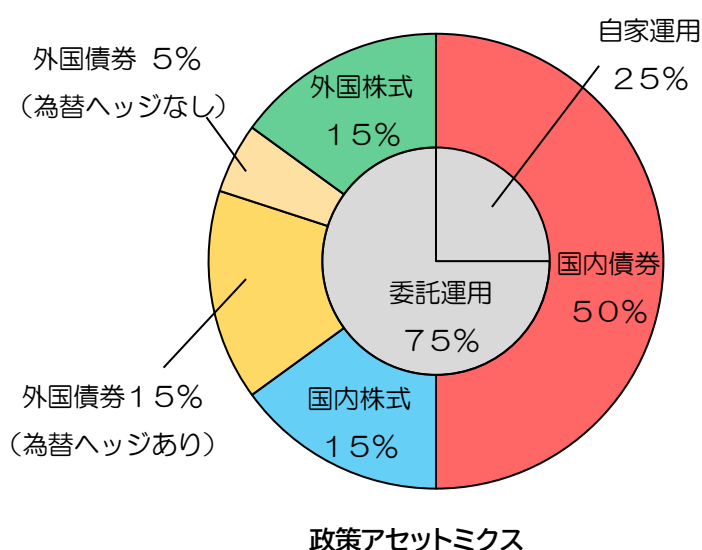
※資産規模は令和7年3月末時点

（２）農業者年金の運用の基本的な枠組み（安全かつ効率的な資産運用）

被保険者ポートフォリオの運用では、特定の資産に運用が集中することがないように分散投資を行っています。

また、株価や金利、為替が変動することを前提に、リスクの少ない国内債券を中心に、長期にわたり維持すべき資産の構成割合（政策アセットミクス）を定め、この割合を維持するように運用しています。

平成１４年度の新制度発足以降、２３年間の運用利回りの平均は、年率２．８９％です。



新制度発足（平成１４年）以降の運用利回り

（単位：％）

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
修正総合利回り	▲ 4.65	5.99	3.40	9.80	3.27	▲ 4.73	▲ 9.25	9.14	▲ 0.06	2.36	9.62	7.75

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
修正総合利回り	8.78	▲ 0.69	3.26	4.75	1.71	▲ 2.08	10.82	2.39	▲ 1.08	9.85	▲ 0.59

（３）付利準備金・調整準備金の設置

農業者年金では、一定水準以上の運用成績が得られた場合に、運用収益の一部を積み立て、運用上のリスクに備える準備金の制度を設けています。

○付利準備金：被保険者等への付利を安定的に行うために設けられた準備金で、①65歳以上の年金裁定時に付利累計額がマイナスとなった場合、及び②各年度の付利原資がマイナスとなった場合に補てんします。①の補てんを優先しており、②の補てんは付利準備金が必要な水準を確保できるまでは行いません。

○調整準備金：年金給付を安定的に行うために設けられた準備金で、年金裁定後に平均余命の伸長や大幅な市中金利の変動等により、年金の原資が不足した場合に補てんします。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

新規加入者数の推移（男女別、年齢別）

（単位：人）

年度	男女別	計	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	平均年齢
令和元年度	男	1,828 (65.1%)	432 (23.6%)	802 (43.9%)	405 (22.2%)	189 (10.3%)	-	38.0
	女	980 (34.9%)	77 (7.9%)	394 (40.2%)	307 (31.3%)	202 (20.6%)	-	
	合計	2,808 (100%)	509 (18.1%)	1,196 (42.6%)	712 (25.4%)	391 (13.9%)	-	
令和２年度	男	1,700 (64.7%)	391 (23.0%)	713 (41.9%)	419 (24.6%)	177 (10.4%)	-	38.1
	女	926 (35.3%)	84 (9.1%)	385 (41.6%)	288 (31.1%)	169 (18.3%)	-	
	合計	2,626 (100%)	475 (18.1%)	1,098 (41.8%)	707 (26.9%)	346 (13.2%)	-	
令和３年度	男	1,617 (65.8%)	409 (28.9%)	609 (43.1%)	414 (29.3%)	185 (13.1%)	-	38.2
	女	839 (34.2%)	90 (12.8%)	321 (45.7%)	261 (37.1%)	167 (23.8%)	-	
	合計	2,456 (100%)	499 (23.6%)	930 (44.0%)	675 (31.9%)	352 (16.6%)	-	
令和４年度	男	1,423 (67.2%)	327 (23.1%)	552 (39.1%)	388 (27.5%)	151 (10.7%)	5 (0.4%)	38.7
	女	764 (36.1%)	65 (9.2%)	274 (39.0%)	255 (36.3%)	161 (22.9%)	9 (1.3%)	
	合計	2,187 (100%)	392 (18.5%)	826 (39.0%)	643 (30.4%)	312 (14.7%)	14 (0.7%)	
令和５年度	男	1,413 (66.8%)	375 (26.5%)	501 (35.5%)	384 (27.2%)	147 (10.4%)	6 (0.4%)	38.3
	女	703 (33.2%)	71 (10.1%)	251 (35.7%)	228 (32.4%)	150 (21.3%)	3 (0.4%)	
	合計	2,116 (100%)	446 (21.1%)	752 (35.5%)	612 (28.9%)	297 (14.0%)	9 (0.4%)	
令和６年度	男	1,504 (64.4%)	364 (24.2%)	531 (35.3%)	405 (26.9%)	195 (13.0%)	9 (0.6%)	38.8
	女	830 (35.6%)	81 (9.8%)	307 (37.0%)	276 (33.3%)	157 (18.9%)	9 (1.1%)	
	合計	2,334 (100%)	445 (19.1%)	838 (35.9%)	681 (29.2%)	352 (15.1%)	18 (0.8%)	

注1. 四捨五入しているため割合の合計が100%にならない場合がある。

注2. 年齢は加入時点の年齢である。

令和6年度における農業者年金加入推進の取組方針

(令和6年4月1日付 6独農年企第2号)

I 基本的な方針

1 加入推進をめぐる状況と課題

(1) 前中期目標期間における実績と課題

平成30年度～令和4年度を対象期間とする第4期中期目標（平成30年3月1日 厚生労働省・農林水産省）（以下「前中期目標」という。）においては、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を25%に、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17%に、それぞれ拡大することとされた。

これを踏まえ、加入推進活動においては、スローガン「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」の下、毎年度の新規加入者数の目標（全体3,800人、うち若い農業者2,800人、女性1,300人）の達成を目指し、また、加入者累計13万人を達成した令和3年度の後半以降は、スローガン「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」の下、毎年度の新規加入者数の目標（全体3,800人、うち若い農業者2,400人、女性1,000人）を目指して取り組んできた。

しかしながら、初年度の平成30年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和元年度以降と、前中期目標期間中、終始、新規加入者数は目標を下回り、かつ、減少傾向が続いた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など、厳しい状況下であっても、着実に新規加入者の確保を図り、目標を達成している市町村・JA地域が存在するのも事実である。こうした地域においては、加入推進部長等がリーダーシップを発揮して、加入推進名簿を更新・活用して戸別訪問を行うなど基本的な対応が計画的かつ着実に取り組まれていることや、関係機関・団体等の連携強化やSNS等を活用した広報活動など様々な工夫した取組が推進されていることを再認識し、このような取組の着実な実施、拡大を促進することが重要である。

(2) 中期目標期間における加入推進のさらなる課題

① 中期目標の着実な達成

令和5年度～9年度を対象期間とする第5期中期目標（令和5年3月3日 厚生労働省・農林水産省）（以下「中期目標」という。）においては、若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指すこととされ、対象期間の終了時まで、若い新規加入者（20歳以上39歳以下の新規加入者をいう。以下同じ。）を5,500人以上、女性の新規加入者を3,400人以上、それぞれ確保するという数値目標が示されている。また、その達成のために、加入推進の取組方針を定め、都道府県毎に新規加入者数に関する目標を設定し、当該目標の達成を目

指して加入推進活動を行うことや、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者を支援する農業内外の関係機関・団体等との連携強化を図ること等が求められている。

② 加入者累計15万人の早期達成に向けた加入推進の強化

一方、(1)のとおり、これまで、加入推進運動においては、スローガンとして「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」を掲げて取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、取組は遅れており、それだけ地域の農業者が、公的な年金である農業者年金のことを知る機会を損ない、そのメリットを享受する機会を損なっていることを認識する必要がある。一人でも多くの農業者が少しでも早く、農業者年金を知り、有効に活用できるよう、より一層取組を強化する必要がある。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による遅れを取り戻しつつ、若い新規加入者及び女性の新規加入者の確保を重点として、加入者累計15万人を着実に早期に達成できるよう、新規加入者数の目標を設定し、当該目標の達成を目指す中で、中期目標の着実な達成を図ることが必要である。

2 加入推進運動のスローガンと年度毎の数値目標

(1) 加入推進運動のスローガン

中期目標において示された、若い新規加入者数及び女性の新規加入者数のさらなる拡大を図るため、若い農業者及び女性農業者への農業者年金制度の周知徹底を図る旨を明確にした上で、加入者累計15万人を早期に達成するための取組を強化し、加入推進運動を展開することとして、以下のとおりとする。

【スローガン】

若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動

(2) 新規加入者の目標数

【全国の目標数】

新規加入者数の年度毎の目標については、「第5期中期目標期間における新規加入者の目標の設定について」（令和6年4月1日 6独農年企第1号 独立行政法人農業者年金基金理事長通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による遅れを取り戻しつつ、加入者累計15万人を着実に早期に達成できるよう、また、実現可能性や農業者の減少・高齢化の状況を踏まえて設定したが、令和5年度の実績は前年度を下回る状況にある。

このまま年度当初に基金が提示した年度毎の目標数にした場合、中期目標が達成できない可能性があるため、令和6年度の目標数は、以下の通り令和5年度の目標数を引き続き適用することとする。

なお、令和7年度の数値目標については、令和6年度の新規加入者数の状況を見極めつつ、前年度の目標未達成相当数を加える等、必要に応じて見直すこととする。

○若い新規加入者の目標数（単位：人）

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1,700	1,700	1,500	1,400	1,300

○女性の新規加入者の目標数（単位：人）

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1,000	1,000	900	900	800

○新規加入者全体（20歳以上64歳以下）の目標数（単位：人）

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
3,000	3,000	2,700	2,600	2,500

【都道府県段階の目標数】

① 北海道については、既に参加推進が大きく進展し、加入率が約5割に達しており、他の都府県と比べ参加推進の効果の発現が難しい状況にあることに鑑み、新規加入者数の近年の傾向（直近5カ年（平成29年度～令和3年度）の平均減少率）による年度毎の見込み値を目標数として設定する。

② 都府県については、年度毎に、全国目標から①の北海道の値を減じた値を、加入対象者数（＝基幹的農業従事者数－被保険者数）の都府県別ウェイトで按分した値を目標数として設定する。

③ 令和5年度当初に各都道府県における中期目標期間5か年分の目標数を基金から示しているが、令和6年度の新規加入者の目標数は、令和5年度の目標数を引き続き適用することとする。

なお、令和7年度以降の各年度の目標数については、令和6年度の新規加入者数の状況を見極めつつ検討する。

【市町村段階の目標数】

市町村段階（市町村及びJA）の目標数については、各都道府県段階の業務受託機関（都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会をさす。）において、各都道府県段階の目標を、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）が提供する各市町村別の目標設定参考データを勘案して配分することを基本とし、当該数値、又は当該数値を上回る数値

とする。

また、算出される数値が1未満となる市町村又はJ A（数値がゼロの市町村又はJ Aは除く。）については、それぞれ1名以上の新規加入者を目標数として設定する。なお、市町村及びJ Aは、相互に数値目標の整合性を図ることとする。

なお、令和6年度の新規加入者の目標数は、令和5年度に登録していた数値の目標数を引き続き適用することとする。

3 目標達成に向けた基本的な取組の方針

(1) 若い農業者及び女性農業者の加入の拡大に向けた働きかけ

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から、以下のとおり、加入推進の重点対象に対して、農業者年金のメリット等の周知活動を強化し、加入の働きかけを実施する。

【加入推進の重点対象】

- ① 中高年の経営主の加入への働きかけや既加入者等をきっかけとした、配偶者や後継者、その他周囲の若い農業者や女性農業者への働きかけ
- ② 農業関係団体等と連携した新規就農者をはじめとした若い農業者が集う会合等における、又は税理士会や商工会等農業外の関係団体等との連携による周知活動をきっかけとした若い農業者への働きかけ
- ③ 女性農業者関係団体等と連携した女性農業者が集う会合等における、又は税理士会や商工会等農業外の関係団体等との連携による周知活動をきっかけとした女性農業者への働きかけ
- ④ 政策支援の要件を満たす者への政策支援加入や保険料2万円未満加入者の政策支援加入への働きかけ

【農業者年金のメリット】

- 農業者であれば広く加入できる公的な年金であること
- 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと
- 保険料の額（2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない者は1万円）～6万7千円）は自由に決められ、いつでも見直せること
- 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること
- 全額社会保険料控除など、税制上の優遇措置が大きいこと
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があること

(2) 加入推進を担う者の意識・知識の向上

農業者年金は、広く農業者なら加入でき、農業者の老後を支える重要な公的な年金であるにもかかわらず、いまだに農業者年金のことを知らないという農業者の割合が多いという現実があり、それが新規加入者数の伸び悩みや加入率の地域差にも結果として出ていると考えられる。

地域の農業者が、公的な年金である農業者年金のことを知り、理解する機会を得て、加入する権利を有効に活かせるかは、農業委員会関係者、JA関係者をはじめとする農業者年金の加入推進を担う者（Ⅱの1の（1）参照）の対応にかかっている。加入推進を担う者は、こうした意識を強く持って、加入推進特別研修会をはじめとする各種研修会に着実に参加して、知識の向上を図る。

（３）業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携強化

農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっている。

このため、全国段階・都道府県段階・市町村段階の各段階における農業委員会組織とJA系統組織においては、それぞれの各組織内における各関係部署間の連携や、農業委員会組織とJA系統組織の連携のより一層の強化を図って取組を推進する。

また、農業内外の関係機関・団体等（別添1参照）との連携強化を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

（４）加入推進の計画的かつ着実な実施に向けた基本的な対応の徹底

市町村段階の業務受託機関（市町村農業委員会及び農業協同組合（JA）をさす。）は、Ⅱの取組は加入推進における基本的な対応との認識の下、その着実な実行に努める。

都道府県段階の業務受託機関は、Ⅲの取組により自ら加入推進を行うとともに、市町村段階においてⅡの取組が着実に実行されるよう対応を徹底する。

全国段階の業務受託機関（全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会をさす。）は、Ⅳによりそれぞれの組織における加入推進活動に対する支援・協力、広報の企画・実施等を図る。

基金は、Ⅴにより、業務受託機関に対する各種研修・会議や広報資材の提供、支援・協力、主務省等関係機関への協力要請等を行い、各業務受託機関の加入推進活動を推進する。

（５）特別対策地域の指定と対応

若い農業者又は女性農業者の新規加入者数の実績が、近年平均的に目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市町村・JA地域等の中から、都道府県段階の業務受託機関とも調整の上、数カ所を特別対策地域に指定し、基金、全国農業会議所、JA全中、当該都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して、中期目標期間中に、若い農業者及び女性農業者をはじめとした新規加入者の拡大を図られるよう、特別対策を実施す

る（Ⅵ参照）。

Ⅱ 市町村段階における取組

1 加入推進を担う者の意識・知識の向上

- （１）業務受託機関をはじめとした加入推進を担う以下の者（以下「加入推進を担う者」という。）は、地域の農業者が農業者年金について理解する機会を得て、加入する権利を有効に活かせるかは、当該加入推進を担う者の対応にかかっていることを強く認識し、農業者年金に係る知識の向上を図ることが重要である。

【加入推進を担う者】

加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、ＪＡ役員、ＪＡ組合員組織の担当者、以上のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB、その他行政機関のOB等

- （２）このため、加入推進を担う者は、都道府県段階の業務受託機関等が開催する加入推進特別研修会をはじめとする各種研修会に積極的に参加する。また、市町村段階での研修会も開催して、加入推進を担う者が一人でも多く意識・知識の向上を図る機会が確保できるよう対応する。

なお、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間等の時期を考慮して、各種研修会等は、年度の早い時期に（農業委員の改選がある場合は、改選後速やかに）、又は農業委員会総会等の機会を活用して開催する等効果的なタイミングで開催するようにする。

2 加入推進部長の設置と対応

- （１）市町村段階の業務受託機関は、都道府県段階の業務受託機関からの加入推進部長の推薦依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式１号）を年度当初に作成・提出する。
- （２）加入推進部長は、加入推進を担う者の中から、農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つ者で、以下の役割と活動を担う適正な者を、行政部局等が有する情報も参考にして選定（ただし、単に農業委員会やＪＡの役員等肩書きだけでは選定しない。）し、当該者に、以下の加入推進部長の役割等を説明し、了解を得た上で推薦する。

【加入推進部長の役割と活動】

- ① 加入推進活動のリーダーとして、「加入推進部長推薦・加入推進活動計画」（様式１号）の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たす。

- ② 加入推進班のメンバーである地域の農業委員や農地利用最適化推進委員等との情報交換、加入推進活動の働きかけ・サポートを行う。
 - ③ 加入推進部長自らも、新規就農者をはじめとする若い農業者や女性農業者、認定農業者等が参加する各種会議等での制度の説明、戸別訪問への同行等の活動を積極的に行う。
- (3) 都道府県段階の業務受託機関により設置が認められた加入推進部長は、活動終了時に、「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」(様式2号)を作成し、都道府県段階の業務受託機関の提出期限までに提出する。

3 加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表の策定

- (1) 農業委員会とJAの両業務受託機関は、相互に連携して、加入推進体制や加入推進名簿の整備、加入推進強化月間の設定、戸別訪問の実施等、加入推進に係る計画について検討した上で、それぞれ「加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表ワークシート」(農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第7号)に記入し、「加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表」(農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第2号、以下「管理表」という。)を策定する。
- (2) 両業務受託機関は、相互に連携して、当該管理表に基づいて、着実に加入推進活動を実施する。
- (3) また、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、管理表を提出(6月末日まで及び11月末日までの2回)するとともに、当年度の実績を記載して、提出(翌年度の5月31日まで)する。

4 加入推進班等の整備

加入推進を担う者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。または、加入推進部長のほか、加入推進を担う者の中で、地区別担当者等、加入推進活動における役割分担・責任関係を明確にして、連絡体制を整備するなど、加入推進が着実かつ機動的に実行できる体制を整備する。

5 業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携

- (1) 加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会とJAとの相互連携の下で実施する。
- (2) また、農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっている。

このため、農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、JAにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化し、新規就農者や女性農業者が集う機会の情報等を共有し、こうした機会を有効に活用する。

- (3) さらに、農業内外の関係機関・団体等（別添1参照）との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

例えば、若い農業者や女性農業者等をメンバーとする団体や組織等との連携や農業経営・就農支援センターとの連携、その他農業大学校等で情報提供するなど将来の就農者も見据えて、関係機関等の連携を図る。

また、若い農業者等の中には、飲食店をはじめとする各種商業等と兼業している者もあり、商工会や税務関係者、コンサルタント等農業外の関係機関・団体等との連携も強化する。

6 加入推進名簿の整備・更新

- (1) 農業委員会及びJAは、それぞれの組織が定めている個人情報に係る規程を踏まえつつ、それぞれが有する農業者の情報のほか、連携している各組織内の他部署や関係機関・団体等を通じて得た情報等を活用して、以下のとおり、加入推進名簿を作成（様式例3）する。

① 農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報や農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとしつつ、市町村の関係部署や農業関係機関等と連携して、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者（農業次世代人材投資資金受給者）リスト、「地域計画」の地域内の農業を担う者リスト、家族経営協定の締結リスト、JA生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップして、加入推進名簿を作成する。

② JAは、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップして、加入推進名簿を作成する。

- (2) 加入推進名簿の更新・整備の際には、過去の戸別訪問や働きかけの状況等について記載した「農業者年金加入推進記録簿」（様式例4）、（以下「記録簿」（様式例4））という。）の有用な情報や、農業内外の連携した取組による説明会等の機会等で得た新規就農者等の新たな情報を記入して、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にし、今後の加入推進活動に活用する。

7 戸別訪問先の選定

農業委員会とJAはIの3の(1)の【加入推進の重点対象】を念頭に、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、かつ、個人情報に係る規程を踏まえつつ、加入推進名簿に基づき今年度の戸別訪問対象者を選定し、連携した戸別訪問の実施のためのリストを作成する。

8 加入推進対策会議の実施

(1) 管理表に基づいた年間の活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動について、農業委員会関係者やJA関係者等の加入推進を担う者で打合せを行うための加入推進対策会議を開催する。

(2) 加入推進対策会議は、四半期毎を目途に開催して、管理表等により、加入推進活動の進捗状況等の検証を行い、その際、戸別訪問を行っていない加入対象者がいないか確認、把握し、その対応等についても協議する。

(3) 加入推進対策会議における検証や協議の内容について、農業委員会総会やJA役員会等で報告し、各組織の幹部を含めて情報共有を図り、若い農業者及び女性農業者等の加入推進の強化に向け、必要な対応を図る。

9 加入推進活動の展開

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大等を図る観点から、Iの3の(1)の【加入推進の重点対象】を念頭に置いて、以下の加入推進活動を展開する。

(1) 各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

① 農業関係機関・団体との連携の下で、認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年組織・女性組織・生産組織の会合、普及指導の会合、農業大学校関係者の会合、説明会、授業等、JAグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4Hクラブその他農業者の会合等を活用して、制度内容の説明やチラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。

② JAにおいては、JA青年組織の役員や部員、JA女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。

③ また、農業外の関係機関・団体等との連携の下で、商工会の会合や税務相談会、年金相談会等の機会を活用して、制度内容の説明やチラシ・

パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。

- ④ なお、これらの会合等に参加推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

（２）広報PR活動の展開

各種会合・研修会等でのチラシ・パンフレットの配布のほか、市町村の広報誌・農業委員会だより・JAの組合員広報誌への記事等の掲載、JA窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報PR活動を展開する。

（３）加入推進強化月間及びその他の時期の取組

加入推進強化月間については、期限が11月15日となっている保険料前納納付申出の機会に社会保険料控除を活用したい農業者に対しても、農業者年金のメリットが十分伝わるよう、10月から11月の期間を含む期間に設定することを推奨する。

また、加入推進月間は、年末年始以降等の加入推進活動が活発化する時期に向けて弾みを付けるためのものと位置づけて、決して、加入推進活動が加入推進強化月間だけにとどまらないように十分注意し、加入推進を担う者等関係者に周知する。

（４）戸別訪問の実施

- ① ⑦により選定した戸別訪問先等に対して、④で整備した加入推進班等は、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して、丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション（基金のホームページに掲載）を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場に配慮して対応する。
- ② 戸別訪問のメンバーについては、戸別訪問先の家族構成や経営状況を踏まえて、訪問先となじみの深い加入推進を担う者等関係者を同行させる。また、訪問先に対する専門的観点からのアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める等、柔軟かつ効果的に対応するよう配慮する。
- ③ 後継者や配偶者等が加入対象者である場合は、親などの経営主の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつわかりやすい説明に努め、特に、若い農業者に対しては、政策支援（国庫補助）のほか、令和4年1月より、若い農業者における

下限保険料が引き下げられる等の制度改正が行われたことを説明する。

- ④ 一方、加入対象者が経営主の場合は、その配偶者や後継者、その他周囲の若い農業者や女性農業者の存在を確認の上、併せて、チラシ・パンフレット等のPR資材を配布・説明する等、経営主等をきっかけとした加入対象者の拡大に努める。

(5) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を、記録簿（様式例4）に整理する。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者に加入の意思がある場合、農業委員会とJAが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、記録簿（様式例4）の記載内容を基に加入推進名簿（様式例3）の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に活用する。

Ⅲ 都道府県段階の業務受託機関の取組

1 加入推進活動計画の策定等

- (1) 都道府県農業会議とJA中央会等の両業務受託機関は、若い農業者及び女性農業者等の加入の拡大を図る観点から、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の目標設定参考データを参考に、各市町村の新規加入者目標数を設定するとともに、加入推進月間や担当学会議、研修会、加入推進活動の点検・フォローアップ等の加入推進活動についての「加入推進活動計画（様式例5）」を策定し、6月末を目途に基金に提出する。
- (2) 両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、同計画の市町村段階の業務受託機関への周知及びその着実な実施に努める。
- (3) 加入推進強化月間については、加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として2期(上期・下期)に分けて設定する。
- (4) 加入推進の重点活動市町村・JAの設定については、基金から示される「市町村別加入対象者数一覧表」を踏まえ、加入対象者数が多い市町村・JAを重点活動対象地区として設定し、効率的かつ効果的に加入推進活動を実施する。
- (5) 市町村段階の業務受託機関が作成した管理表の点検・フォローアップは、

都道府県段階の業務受託機関の最も重要な取組事項であると認識して、市町村段階の業務受託機関が作成した管理表を遅くとも6月末までを目途に把握した上で、当該管理表に基づく取組の進捗状況を定期的に点検する。取組が遅れている等問題のある業務受託機関については、出向いて加入推進を担う者に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

2 業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携

(1) 農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっているため、市町村段階の業務受託機関においては、農業委員会とJAとの連携は当然のことながら、農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、JAにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化する等の対応が重要となっている。このため、都道府県農業会議やJA中央会等の都道府県段階の両業務受託機関は、相互の連携強化を図るとともに、それぞれの傘下組織内・間の連携強化の促進に努める。

(2) また、農業内外の関係機関・団体等（別添1参照）との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

例えば、若い農業者や女性農業者等をメンバーとする団体や組織等との連携や農業経営・就農支援センター、普及指導センターとの連携、その他農業大学校等で情報提供するなど将来の就農者も見据えて、関係機関等の連携を図る。また、若い農業者等の中には、飲食店をはじめとする各種商業等と兼業している者もあり、商工会や税務関係者、コンサルタント、その他幅広い農業外の関係機関・団体等との連携も強化する。

3 加入推進活動の展開

(1) 加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修会については、これまでの開催結果等を踏まえて、各都道府県・地域の実情を勘案したものとなるよう、各都道府県段階の業務受託機関が主導して、基金と協議しつつ、以下のとおり実施する。

なお、研修会は、現場の要望に応じて、近隣の都道府県との合同開催等も可能とする。

【開催時期】

役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期、過去の加入推進特別研修会のアンケート結果等を考慮しつつ、極力早めの時期（9月までを目処）に開催するよう調整し、基金に5月末まで（7月以前に開催を希

望する場合は4月15日まで)に開催希望日を報告する。

【研修項目等】

研修項目は、以下のア～ウは必須とし、これに加えて、エ～キのいずれかを取り入れて行う。

- ア 都道府県段階の業務受託機関による、制度説明用DVD及び推進用DVD等を活用した農業者年金制度の説明
- イ 都道府県段階の業務受託機関による当該年度の若い農業者や女性農業者等の加入推進に向けた加入推進活動計画の発表
- ウ 基金による、中期目標及びこれを踏まえた加入推進活動の概要、加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介等加入推進を強化する上で有効な補足的な情報の提供
- エ 外部専門家（社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等）による農業者年金のメリット等の説明
- オ 加入推進を担う者等からの事例発表、参加者全員によるグループディスカッション等の実施（例えば、意欲的な取組を行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取組意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等）
- カ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明
- キ その他 都道府県域独自での加入推進研修の企画

具体的な研修内容については、まずは各開催地の都道府県段階の業務受託機関において、地域の実情や前年度の研修会参加者に対するアンケート結果等を踏まえつつ、若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から検討し、基金と協議する。その上で、年度当初に外部講師（地元の外部講師の活用も含む。）や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進めるなど、効果的な研修となるよう工夫する。

【参集範囲】

- ア 研修の対象者については、加入推進部長や改選により新たに農業委員になった者及び女性農業委員を必ず対象とし、受給者組織役員、認定農業者組織役員、農業協同組合の生産組織役員・女性組織役員・青年組織役員、4Hクラブ役員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、農業協同組合役職員等加入推進活動の実施又は協力が期待できる者を幅広く対象とすることを検討する。
- イ 農業協同組合の職員については、農業者年金担当職員だけでなく、組合員組織担当職員や営農担当職員、年金に係る職員（共済担当、ライフ・アドバイザー等）、地域農業の担い手に出向く職員（TAC）

にも地域の実態に応じて参加を呼びかける。

ウ 開催市町村の農政担当部局、普及指導センター、農業大学校、地方農政局担当部局、政策金融公庫農業担当、4 Hクラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ等）、農業経営アドバイザー、税理士会、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士等制度の普及効果が期待できる者にも幅広く案内する。

なお、この研修会は、農業者年金制度の内容・加入推進の重要性について理解を深めるためのものであるが、あくまでも加入推進活動につなげることが前提であることから、その旨をあらかじめ案内文書等で周知し、同意いただける者を対象とする。

また、年度ごとにできるだけ研修参加者が入れ替わるよう留意する。

（２）制度説明会等を通じた加入対象者への働きかけ

- ① 農業関係機関・団体との連携の下で、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会や接触の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相談会、簿記講習会等を活用して、制度内容の説明や、チラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。
- ② また、ＪＡ青年組織役員や４Ｈクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行い、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域のＪＡ青年組織役員については、ＪＡと連携し、制度の説明と加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。
- ③ 基金において、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているのと同様に、都道府県段階の業務受託機関においても、ＪＡ青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。
- ④ なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、ＪＡグループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の

魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

- ⑤ その他、農業外の関係機関・団体等との連携の下で、商工会の会合や税務相談会、年金相談会、簿記講習会等の機会を活用して、制度内容の説明やチラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。

(3) 各種の広報媒体を活用したPR活動の展開

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から、Iの3の(1)の【加入推進の重点対象】を念頭に、新聞・雑誌広告やラジオCMのほか、SNSの活用等、地域の実情を踏まえて各種媒体を活用して、加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も図るなど、効果的な広報PRとなるよう工夫して取り組む。

また、こうした広報の実施に際しては、実施時期に関係者に前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会等で紹介するなど、その波及効果を最大限に活用するよう努める。

4 市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っている。

このため、1の(5)に記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した管理表について、原則として年度の上半期(6月末日まで)に把握して点検し、また、下半期(11月末日まで)にも管理表を提出させて点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

5 ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

IV 全国段階の業務受託機関の取組

1 加入推進活動に対する支援・協力

全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会の全国段階の両業務受託機関は、それぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対して、以下の支援・協力を実施する。

- (1) 都道府県段階等の業務受託機関による加入推進活動が効率的かつ効果的に実施されるようにするための会議・研修会を開催
- (2) 若い農業者及び女性農業者等への制度の普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供、全国（域）で実施することが効果的な広報を企画・実施
- (3) 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

2 各組織における連携した取組の促進

農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっているため、例えば、農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、J Aにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化する等の対応が重要となっている。また、農業内外の関係機関・団体等（別添1参照）との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やすことが重要となっている。

このため、都道府県農業会議やJ A中央会等の都道府県段階の両業務受託機関は、相互の連携強化を図るとともに、それぞれの傘下組織内・間の連携強化の促進に努めることとしており、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会の全国段階の両業務受託機関は、それぞれの組織において、こうした連携強化の動きが促進されるよう対応する。

また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

V 基金の取組

1 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

- (1) 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
- (2) 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。

- (3) 業務受託機関の加入推進を担う者等を対象とするデジタル技術も活用したセミナー等を開催する。
- (4) 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
- (5) ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。
- 2 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供**
- 基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。
- 3 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣**
- 基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。
- 4 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知**
- 基金は、制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。
- 5 広域推進協力員の設置**
- 基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱する。当該広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度改正を踏まえた制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。
- 6 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等**
- 基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じべき対策等について検討し対応する。
- 7 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等**
- 基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、「農業者

年金制度の普及推進に向けた協力依頼について」(令和5年6月13日付け5経営第729号 農林水産省経営局長通知)(別添2)の内容を踏まえつつ、農業内外の関係機関・団体等との連携強化を促すための対応等、制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

8 農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の目標設定参考データを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力を行う。

9 委託費による事業の効果的な実施

基金は、業務指導委託費(都道府県段階の業務受託機関)及び業務委託手数料(市区町村段階の業務受託機関)の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じて見直すこととし、令和6年度においては、以下のとおり対応する。

- (1) 不用額が生じた場合は、委託費の減額措置を実施し(業務指導委託費、業務委託手数料)、激変緩和措置を従来どおりと(業務委託手数料)する。
- (2) 業務指導委託費の追加配分については、SNSや動画サイト等を活用した広報活動や農業内外の関係団体等との連携した取組など、若い農業者や女性農業者の加入推進を強化した取組に対して、予算の範囲内において、優先的に行う。
- (3) 業務委託手数料において、Ⅵの特別対策地域に指定された市町村・JA地域の取組に必要な経費を引き続き配分する。

また、特別対策地域に該当する都道府県段階の業務受託機関においては、特別対策地域に対する取組について、必要に応じ、追加配分をする。

Ⅵ 特別対策地域の設置・対応

中期目標期間初年度の令和5年度において、以下のように、加入推進が遅れており、対応を強化すべき市町村・JA地域等については「特別対策地域の設定と取組について」(令和6年4月1日 6独農年企第7号 独立行政法人農業者年金基金理事長通知)に基づき、特別対策地域として指定(別添3)し、中期目標期間中において計画的かつ集中的に改善が図られるよう対応することとする。

- 1 若い農業者又は女性農業者の新規加入実績が近年平均的に目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市町村・JA地域等の中から、

都道府県段階の業務受託機関と調整の上、数か所を特別対策地域に指定する。

- 2 特別対策地域毎に、基金の担当役職員を決めるとともに、全国農業会議所及びＪＡ全中の担当者、該当する都道府県段階の業務受託機関の担当者、該当市町村・ＪＡ地域の担当者を決めて、特別対策地域推進チームを設ける。

なお、当該チームの事務局は、原則、都道府県段階の業務受託機関とする。また、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関のメンバーについては、原則、各組織の事務局長及び担当部長、加入推進部長、女性農業委員等、加入推進活動を担う者をリードする責任者を含めることとする。

- 3 特別対策地域推進チームは、現地打合せ等を通じて、当該中期目標期間中に成果が出るよう計画を作成して取組を推進し、毎年度取組結果を検証し、必要な見直しを図りながら取組を推進する。

なお、検証の結果、必要に応じて対象市町村・ＪＡ地域の見直しを行うこともあり得る。

- 4 毎年度、担当者会議やブロック会議等の場において、特別対策地域に該当する都道府県段階の業務受託機関から取組状況を報告してもらい意見交換を行う。

- 5 改善が見られ、他地域の模範となる市町村・ＪＡ地域については、優良事例として紹介する。

Ⅶ その他

この取組方針は、令和６年４月１日から適用する。

農業内外の関係機関・団体等

(JA 関係)

- ・ JA の営農指導員・TAC・LA
- ・ 年金協議会
- ・ 青年組織（全国農協青年組織協議会役員等）
- ・ 女性組織（JA 全国女性組織・全国女性フレッシュミズ）
- ・ （株）日本農業新聞
- ・ （一社）家の光協会

(行政関係)

- ・ 「家族経営協定」担当部局
- ・ 普及指導センター
- ・ 都道府県の男女共同参画課
- ・ 新規就農の行政担当者
- ・ 「地域計画」担当窓口
- ・ 市町村の移住担当者 国民年金課所管
- ・ 都道府県の記者クラブ
- ・ 農業経営・就農支援センター
- ・ 都道府県青年会議所・市町村青年会議所（商工会青年部）
- ・ 障害者自立支援協議会（就労支援 B 型事業所）

(その他)

- ・ 4H クラブ
- ・ 農業大学校
- ・ 全国農業委員会女性協議会役員等
- ・ 税理士
- ・ 社会保険労務士
- ・ 日本 FP 協会（ファイナンシャルプランナー）
- ・ 農業経営アドバイザー（日本政策金融公庫）
- ・ その他加入推進を図る上で連携を図ることが必要と考えられる関係機関・団体等

5 経営第 729 号
令和 5 年 6 月 13 日

独立行政法人農業者年金基金 理事長 殿

農林水産省経営局長

農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼について

このことについて、地方農政局等に別添のとおり通知したので、御了知願います。



5 経営第 729 号
令和 5 年 6 月 13 日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

(農林水産省) 経営局長

農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼について

農業者年金制度（以下「本制度」という。）については、農業者の老後保障に加え、農業者の確保という政策目的の実現に向け、従来、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）において加入推進に取り組んできたところであるが、今般、別添のとおり、

- ① 新たに農業者年金に加入した者のうち 20 歳以上 39 歳以下の者を 5,500 人以上確保
- ② 女性の新規加入者を 3,400 人以上確保

を指標とする新たな「独立行政法人農業者年金基金中期目標」（以下「中期目標」という。）を定め、本制度の一層の普及推進を図ることとしたところである。

これを受け、基金は、「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計 15 万人早期達成強化運動」をスローガンとして、若い新規加入者、女性の新規加入者及び新規加入者全体について、中期目標の指標を着実に達成するための目標を定めるとともに、各都道府県段階の目標を設定したところである。

また、加入推進に向けた運動として、全国段階・都道府県段階・市町村段階の各段階における農業委員会組織と JA 系統組織の組織内外の連携の強化を図り、取組を推進するとともに、農業内外の関係機関・団体等との連携強化を図り、本制度の PR を行う機会を増やすこととしたところである。

本制度は、保険料の全額が所得控除の対象となる措置（社会保険料控除）や基金による保険料の運用益が非課税となる措置など、優遇措置が講じられていることに加え、その政策目的に鑑み、他の年金制度にはない国庫補助による保険料負担の軽減措置も講じられており、農業者が大きなメリットを享受し得る制度となっている。

多くの農業者が本制度を知り、加入する機会に接することができるように、関係行政機関の理解・協力のもと本制度の普及推進を図る必要がある。

このため、地方農政局等、都道府県及び市町村におかれては、各種関連施策の推進と併せた本制度の普及推進について、下記により協力をお願いする。

なお、貴局管内各都道府県に対しては、貴職から通知するようお願いする。

記

1 各種会議等を通じた普及推進

地方農政局等、都道府県及び市町村が主催する担い手の育成・確保に関する各種会議等を活用し、幅広く本制度を普及推進すること。特に、中期目標には、若い農業者及び女性農業者の加入推進目標が設定されていることから、新規就農者対策及び女性農業者対策担当部局とも連携の上、取り組むこと。

〔例：認定農業者、新規就農者、女性農業者等を対象とした各種説明会、研修会・就農相談会、農業者大学校における情報提供 等〕

2 農業内外の関係機関・団体等との連携強化

地方農政局等、都道府県及び市町村は、農業内外の関係機関・団体等との連携強化を図ること。

(1) 基金の業務受託機関である都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県農業協同組合中央会、農業委員会及び農業協同組合が、それぞれの組織内における各関係部署間の連携の強化や、それぞれの組織間における連携の強化を図り、本制度の普及推進に取り組むよう働きかけること。

〔例：業務受託機関への各種会議等開催予定の情報提供、当該機関への各種会議等での説明機会の提供 等〕

(2) 各都道府県に整備された農業経営・就農支援センターと都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関との連携を図り、当該センターが個別相談対応や農業経営の改善等に係る支援を行った農業者の情報共有や、窓口での本制度の周知が行われるよう働きかけること。

〔例：農業経営・就農支援センターに個別相談に訪れた新規就農希望者や農業者の情報の共有、相談時の制度説明やPR資料の配付 等〕

(3) 市町村の移住担当や国民年金担当、商工会、社会保険労務士やファイナンシャルプランナー、税理士等、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、本制度のPRを行う機会を増やすよう働きかけること。

〔例：市町村の移住相談窓口での制度説明やPR資料の配付、商工会への制度説明、税理士や社会保険労務士等の団体への制度説明 等〕

3 PR資料の提供、説明者の派遣

本制度の周知等に必要なPR資料（別添パンフレット等）の提供、説明者の派遣等については基金において対応するので、必要に応じて基金に相談すること。

【基金連絡先】

企画調整室加入推進グループ 電話 03-3502-3942

(別添)

独立行政法人農業者年金基金中期目標（抜粋）

令和5年3月3日

厚生労働省

農林水産省

第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

1 法人の使命

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）では、農業・食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図るため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、あわせて、新規就農の促進や女性の経営参画等を促すため、施策を展開するとされている。

力強く持続可能な農業構造の実現に向けて、農業の担い手の育成・確保を図っていくためには、他産業と遜色ない生涯所得を展望し得る環境を整備することが必要であり、その際、経営に対する支援により現役時の所得の増大・安定を図ることに加え、引退後の老後生活への不安を払拭するとともに、農業者の生涯所得の充実のため、公的な老後保障を整備することも重要である。

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の目的は、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号。以下「農年基金法」という。）に基づき、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することとされている。基金の目的は、農業者の老後保障に加え、農業者の確保という政策目的を有するものとされており、基本計画に基づく農林水産省の政策体系上の農業の持続的な発展を目標とする「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」に寄与することを使命としている。

農業者年金制度は、こうした老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、その実施主体である基金にあっては、本制度の特色を活かしつつ、農業者の確保に資する政策年金としての効果を十分に発揮し、喫緊の課題である担い手の確保に最大限資することが求められる。

また、担い手である農業者年金加入者が、農業経営から引退し、国庫補助及びその運用収入を原資とした年金（特例付加年金）を受給しようとする場合、長期間にわたり農

業に従事するとともに、その者の有する農地等の資源を若い後継者等に経営継承する必要がある、このことを通じて次世代の担い手の育成に寄与するものである。

本中期目標については、このような認識の下、基金が、理事長の適切なリーダーシップの下、効果的かつ効率的な業務運営を図りつつ、本制度が農業・農村の現場により広く浸透し、政策年金としての機能が一層発揮されることとなることを期待して策定するものである。

2～3 [略]

第2 中期目標の期間

基金の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

農業者年金制度が、基本計画に基づき、農業の将来を支える若い担い手の確保等に貢献するためには、本制度が、農業・農村の現場に広く認識され、かつ、老後の安心を支える年金制度として高い信頼性を確保することが極めて重要であることを踏まえ、以下の目標の達成に向けて、業務の質の向上に取り組むものとする。

なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）における「一定の事業等のまとまり」は、1の農業者年金事業、2の年金資産の安全かつ効率的な運用並びに3の農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実の3つとする。

1～2 [略]

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標の達成に向けて取り組む。

(1) 若い農業者の加入の拡大

我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。

【指標】

- 中期目標期間終了時まで、新たに農業者年金に加入した者のうち20歳以上39歳以下の者（以下「若い新規加入者」という。）を5,500人以上確保する。
- 若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等を分析し、実効性のある加入促進策を推進したか。
- 予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行ったか。

【重要度：高】次世代の農業を担っていこうとする若い者をどれだけ加入者として制度に取り込むことができるかは、農業の担い手の確保に資することを目的とする農業者年金制度が、政策年金として若い農業の担い手の確保という国の施策に貢献する上で必要不可欠な要素であるとともに、加入者の拡大は、制度の普及度を端的に示す指標であると考えられるため。

<目標水準の考え方>

20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数は、過去5年間（平成29年から令和3年までの期間をいう。以下同じ。）で約16%減少しており、さらに国年第一号被保険者全体の保険料免除者等も年々増加傾向にあり令和3年度は約46%となっている。

このように、加入対象者が減少傾向にあるため、過去5年間の若い新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保することを目標とした。

【困難度：高】加入拡大の対象者が減少傾向になる中であって、若い新規加入者の性別ごとの新規加入状況等を分析等を通じた加入推進活動によって、戦略的にこれまでの新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保する必要があるため。

（2）女性農業者の加入の拡大

女性農業者は基幹的農業従事者の4割（2020年農林業センサス）を占め、農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしている。

このため、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。

【指標】

- 中期目標期間において、女性の新規加入者を3,400人以上確保する。
- 予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行ったか。

<目標水準の考え方>

女性の基幹的農業従事者数は、過去5年間で約21%減少しており、さらに国年第一

号被保険者全体の保険料免除者等も年々増加傾向にあり令和3年度は約46%となっている。

このように、加入対象者が減少傾向にあるため、過去5年間の女性における新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保することを目標とした。

【困難度：高】加入拡大の対象者が減少傾向になる中であって、女性の目線等による加入推進によって、これまでの新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保する必要があるため。

(3) 加入推進活動の実施

(1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。

このため、基金は、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。

【指標】

- これまでの加入推進に係る課題及び成果等を踏まえて、毎年度、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に年1回以上周知したか。
- 毎年度、都道府県別新規加入者に関する目標を設定し、月別の達成状況のフォローアップを行うとともに、毎月、当該達成状況について、各業務受託機関へ情報提供したか。
- 業務受託機関における加入推進の課題及びその解決策について、年1回以上、各業務受託機関の間で共有できる活動を行ったか。

[以下略]

特別対策地域

青森県

弘前市農業委員会 JA つがる弘前・JA 相馬村・JA 津軽みらい
五所川原市農業委員会 JA ごしょつがる・JA つがるにしきた

茨城県

鉾田市農業委員会 JA ほこた・JA 茨城旭村
筑西市農業委員会 JA 北つくば

愛知県

田原市農業委員会 JA 愛知みなみ
豊橋市農業委員会 JA 豊橋

京都府

京都市農業委員会 JA 京都市・JA 京都中央・JA 京都

高知県

高知市農業委員会 JA 高知市

福岡県

糸島市農業委員会 JA 糸島
朝倉市農業委員会 JA 筑前あさくら

特別対策地域の設定と取組について

制定：令和５年４月３日　５独農年企第３号

改正：令和６年４月１日　６独農年企第７号

独立行政法人農業者年金基金理事長通知

１ 趣旨

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、加入推進が遅れており、対応を強化すべき市町村・ＪＡ地域（以下「特別対策地域」という。）を指定し、当該特別対策地域を管轄する市町村及び農業協同組合等（以下「市町村段階の業務受託機関」という。）は相互に連携して、都道府県農業会議と都道府県ＪＡ中央会（以下「都道府県段階の業務受託機関」という。）の指導の下、第５期中期目標期間中において計画的かつ集中的に改善が図られるよう対応することとする。

また、基金と、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会（以下「全国段階の業務受託機関」という。）は、こうした取組が着実に実行されるよう支援する。

２ 特別対策地域の設定基準

特別対策地域は、市町村区域単位で設定し、当該市町村区域を管轄する市町村及び農業協同組合等の両業務受託機関が連携して取り組むこととし、以下に該当する市町村のうち、取組が合理的かつ効果的に推進でき、かつ、他の市町村区域のモデルとなるよう汎用性等を考慮するとともに６ブロック地域（北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）全ての中から選定されるよう考慮して、都道府県段階の業務受託機関と調整の上選定する。（別紙）

（１）若者及び女性の市町村別新規加入目標に対する目標達成率が、第４期中期目標期間（平成３０年度から令和４年度）のうち３年以上、全国の市町村平均目標達成率を下回り、かつ直近（令和４年１２月末）の加入対象者数（基幹的農業従事者数－被保険者数）が１００人以上の市町村。

（２）その他、基金が特別対策地域として対応する必要があると考える都道府県下の市町村。

３ 特別対策地域の取組

市町村段階の業務受託機関は相互に連携して、都道府県段階の業務受託機関の指導の下、以下の取組を着実に推進する。

（１）特別対策地域推進チームの設置

① 特別対策地域毎に、担当する基金の役職員及び全国段階の業務受託機関の担当者を決めて、特別対策地域を管轄する都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して、特別対策地域推進チームを設け、特別対策地域における取組が着実に推進されるよう支援する。

② 特別対策地域推進チームの事務局は、原則として、都道府県段階の業務受託機関とする。また、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関の同チームのメンバーについては、原則として、各組織の事務局長、担当部長、加入推進部長、女性農業委員等加入推進活動をリードする責任者を含めることと

する。

- ③ 都道府県段階の業務受託機関は、(2)以下の特別対策地域推進チームの運営等を通じて、特別対策地域における加入推進活動が着実に推進されるよう対応する。

(2) 打合せ等の実施

- ① 特別対策地域に設定された市町村段階の業務受託機関は、都道府県段階の業務受託機関の指導の下、「農業者年金業務委託手数料交付要綱」（昭和49年9月30日 49農年1第420号）に基づき、5月中に、当該年度の「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表」（以下「管理表」という。）及びフォローアップシート（様式1）に必要事項を記載して作成し、特別対策地域推進チームの打合せに必要な資料を用意する。
- ② 都道府県段階の業務受託機関は、特別対策地域推進チームの初回の打合せを遅くとも6月中旬頃までに開催できるよう、市町村段階の業務受託機関を指導・調整の上、日程及び開催場所等の案を決め基金（基金は全国段階の業務受託機関に連絡調整）と相談の上決定する。

(3) 管理表等の決定、加入推進活動の実施

- ① 市町村段階の業務受託機関は、都道府県段階の業務受託機関とも調整の上、(2)の打合せ結果を踏まえ、管理表及びフォローアップシートを完成させて、6月中に基金に提出できるように、都道府県段階の業務受託機関に提出する。
都道府県段階の業務受託機関は、6月中に当該管理表及びフォローアップシートを基金に提出する。
- ② 基金は、①で提出された管理表及びフォローアップシートを全国段階の業務受託機関に転送して、内容を確認の上、必要に応じて意見等を提出する。
- ③ 都道府県段階の業務受託機関は、②の意見等を踏まえて、再度、市町村段階の業務受託機関を指導して、管理表及びフォローアップシートを必要に応じて修正させた上で、基金に提出する。
基金は、これを全国段階の業務受託機関に転送する。
- ④ 市町村段階の業務受託機関は、都道府県段階の業務受託機関の指導の下、当該管理表に基づいて、加入推進活動を着実に実施する。

(4) 加入推進活動のフォローアップ

- ① 市町村段階の業務受託機関は、加入推進活動の準備・実施・結果等の対応状況をフォローアップシートに記載する。

- ② 都道府県段階の業務受託機関は、定期的（奇数月）に市町村段階の業務受託機関から、フォローアップシートを提出させ、内容を確認し、必要な指導を行うとともに、当該フォローアップシートを基金に提出する。
- ③ 基金は、当該フォローアップシートを全国段階の業務受託機関に転送し、内容を確認の上、必要な指導等を都道府県段階の業務受託機関に伝える。
- ④ 都道府県段階の業務受託機関は、③の指導等を、市町村段階の業務受託機関に伝えて、改善が図られるよう対応する。
- ⑤ 市町村段階の業務受託機関は、必要な改善を図った上で、加入推進活動を着実に実施する。
- ⑥ 上記の対応を図った上でも、なお課題があり、現地指導等が必要と考えられる場合には、都道府県段階の業務受託機関は必要な対応について基金と調整する。
- ⑦ ⑥の結果、特別対策地域推進チームの打合せ等を行う場合には、（２）の②に準じて対応する。

（５）農業者の声の収集・分析・取組への反映

- ① 市町村段階の業務受託機関は、各加入推進活動を実施する毎に「農業者年金加入推進の取組方針」にある加入推進記録簿（様式例４）（以下「記録簿（様式例４）」という。）に記載し、その内容を分析して、その後の加入推進活動に活かす。
- ② 基金は、戸別訪問等の対応状況を把握するために、必要に応じて、記録簿（様式例４）の提出を求めることとし、市町村段階の業務受託機関は、速やかにフォローアップシートとともに基金に提出する。
また、翌年度の４月中旬までに最終的な記録簿（様式例４）を都道府県段階の業務受託機関を通じて、基金に提出する。
記録簿（様式例４）に記載された個人情報の取り扱いについては、黒塗りするなどそれぞれの組織が定める個人情報に係る規程を踏まえて、適正に対応する。

（６）加入推進活動の結果報告

- ① 都道府県段階の業務受託機関は、特別対策地域における加入推進活動の状況について、毎年秋頃に開催されるブロック会議において、中間報告を行うとともに、翌年度初頭に開催される業務受託機関担当者会議において、最終報告を行う。
- ② 都道府県段階の業務受託機関は、①の会議の際に出た意見等を踏まえて、市町村段階の業務受託機関を指導する。

(別紙)

特別対策地域

青森県

弘前市農業委員会 JA つがる弘前・JA 相馬村・JA 津軽みらい
五所川原市農業委員会 JA ごしょつがる・JA つがるにしきた

茨城県

鉾田市農業委員会 JA ほこた・JA 茨城旭村
筑西市農業委員会 JA 北つくば

愛知県

田原市農業委員会 JA 愛知みなみ
豊橋市農業委員会 JA 豊橋

京都府

京都市農業委員会 JA 京都市・JA 京都中央・JA 京都

高知県

高知市農業委員会 JA 高知市

福岡県

糸島市農業委員会 JA 糸島
朝倉市農業委員会 JA 筑前あさくら

令和6年度 加入推進特別研修会開催状況

都道府県	開催地	開催日	県内外の取組事例発表	外部講師	その他
青森県	青森市	7月17日(水)	弘前市農業委員会		
岩手県	盛岡市	7月18日(木)	八幡平市農業委員会		
宮城県	名取市	8月9日(金)	神奈川県山北町		
秋田県	秋田市	7月18日(木)		ファイナンシャルプランナー	
山形県	山形市	9月27日(金)	鶴岡市農業委員会		
福島県	福島市	5月27日(月)	福島市農業委員会	ファイナンシャルプランナー	
茨城県	水戸市	8月2日(金)		ファイナンシャルプランナー	
栃木県	宇都宮市	7月17日(水)		社会保険労務士	
群馬県	前橋市	7月19日(金)	茨城県行方市		ハイブリッド形式で開催
埼玉県	さいたま市	8月9日(金)		ファイナンシャルプランナー	ハイブリッド形式で開催
千葉県	千葉市	9月17日(火)		社会保険労務士	
神奈川県	横浜市	9月4日(水)		社会保険労務士	
新潟県	新潟市	10月17日(木)	長岡市農業委員会、青森県弘前市農業委員会		
富山県	富山市	8月27日(火)		広域推進協力員	
石川県	金沢市	6月6日(木)	岐阜県JA飛騨		
福井県	福井市	8月6日(火)		ファイナンシャルプランナー	
山梨県	甲府市	10月3日(木)		ファイナンシャルプランナー	
長野県	松本市	9月19日(木)	長野市農業委員会	社会保険労務士	
	長野市	9月20日(金)			
岐阜県	岐阜市	7月19日(金)			パネルディスカッション実施
静岡県	静岡市	9月26日(木)	茨城県行方市		
愛知県	名古屋市	8月19日(月)		ファイナンシャルプランナー	
三重県	津市	9月24日(火)		ファイナンシャルプランナー	
滋賀県	近江八幡市	7月31日(水)		税理士	
京都府	舞鶴市	7月18日(木)	京丹波町農業委員会		
大阪府	大阪市	9月25日(水)		社会保険労務士	
兵庫県	神戸市	9月12日(木)		ファイナンシャルプランナー	
奈良県	桜井市	8月20日(火)	県内加入者		
和歌山県	和歌山市	7月31日(水)		社会保険労務士	
鳥取県	倉吉市	7月30日(火)	倉吉市農業委員会		
島根県	出雲市	7月1日(月)		(一社)家の光協会	
岡山県	岡山市	9月20日(金)		社会保険労務士	
広島県	広島市	8月21日(水)	長崎県南島原市		
山口県	山口市	8月23日(金)		ファイナンシャルプランナー	
徳島県	徳島市	9月10日(火)		ファイナンシャルプランナー	
香川県	高松市	8月29日(木)		社会保険労務士	
愛媛県	松山市	9月18日(水)		社会保険労務士	
高知県	高知市	9月13日(金)	京丹波町農業委員会、京都府農業会議		
福岡県	福岡市	8月22日(木)		社会保険労務士	
佐賀県	佐賀市	7月25日(木)		ファイナンシャルプランナー	
長崎県	佐世保市	9月5日(木)	茨城県行方市		
	諫早市	9月6日(金)			
熊本県	熊本市	9月12日(木)	天草市農業委員会		
大分県	大分市	8月28日(水)	豊後大野市農業委員会		
宮崎県	宮崎市	8月20日(火)	西都市農業委員会		
鹿児島県	鹿児島市	7月3日(水)	和泊町農業委員会	ファイナンシャルプランナー	
沖縄県	糸満市	7月10日(水)		社会保険労務士	

令和5年度 新規加入者状況調査集計結果
(令和5年4月～令和6年3月31日基金到着分まで集計)

●令和5年度の新規加入者を対象

・以下の各数値は切り上げ処理を行っているので、各設問の合計は100%にならない。

【回答者の構成割合】

◆年齢別	
20歳代	21%
30歳代	35%
40歳代	28%
50歳代	15%
60歳代	2%

◆男女別	
男性	66%
女性	34%
無回答	2%

◆加入者の経営における位置付け		
経営主	37%	その他 1%
経営主の家族	61%	無回答 2%
法人等の従業員(パート等含む)	1%	

●上記設問で『経営主』または『経営主の家族』を選択した場合のみ回答

◆農家区分		
専業農家	88%	兼業農家(農業所得が従) 4%
兼業農家(農業所得が主)	7%	無回答 3%

◆経営類型					
稲作	20%	施設野菜	20%	肉用牛	3%
麦類作	4%	果樹類	18%	養豚	1%
穀類・いも類・豆類	8%	花き・花木	3%	養鶏	1%
工芸農作物	2%	その他の作物	2%	無回答	4%
露地野菜	17%	酪農	4%		

◆農業者種別					
新規就農者(Uターン)	11%	それ以外の新規就農者	7%	その他	2%
新規就農者(Iターン)	6%	認定農業者	39%	該当なし	10%
認定新規就農者	11%	家族経営協定締結者	11%	無回答	7%

【加入推進名簿登載者であったか】

◆農業委員会		◆農業協同組合	
はい	44%	はい	29%
いいえ	40%	いいえ	37%
無回答	17%	無回答	36%

問1 農業者年金に関する広告であなたがご覧になったものは？

(令和5年4月～令和6年3月 31日基金到着分まで集計)	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
農業者年金に関する広告で、ご覧になられたことがあるものに○をつけて下さい。(複数回答可)	1 市町村(農業委員会)に掲示されたポスター、チラシ	23%	24%	20%	22%	21%	24%	26%	14%
	2 JAに掲示されたポスター、チラシ	16%	16%	16%	16%	18%	14%	13%	11%
	3 JAの広報誌	13%	12%	14%	13%	12%	13%	13%	11%
	4 市町村(農業委員会)の広報誌	11%	12%	10%	10%	10%	12%	14%	14%
	5 ラジオCM	9%	9%	8%	8%	9%	8%	9%	14%
	6 農業者年金基金HP	4%	4%	5%	3%	4%	5%	5%	11%
	7 新聞・業界誌	4%	3%	4%	3%	4%	3%	5%	7%
	8 市町村・JAのHP	2%	2%	2%	2%	2%	2%	2%	4%
	9 SNS(農林水産省フェイスブックを除く)	1%	1%	1%	0%	1%	1%	1%	0%
	10 農林水産省フェイスブック又はメールマガジン	1%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	4%
	11 該当なし	23%	22%	24%	28%	23%	23%	17%	14%

農業者年金に関する広告では、「市町村(農業委員会)に掲示されたポスター、チラシ」、「JAに掲示されたポスター、チラシ」がよく見られている。

問2 加入のきっかけはどんな場面？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
加入のきっかけはどのような場面でしたか。3つ以内で○をつけてください。	1 家族からの勧め	36%	33%	43%	49%	41%	28%	22%	15%
	2 農業委員会・農業委員による戸別訪問	18%	20%	15%	18%	17%	19%	21%	8%
	3 自身で判断	17%	18%	16%	9%	16%	20%	25%	30%
	4 知人からの勧め	8%	9%	8%	7%	9%	9%	8%	19%
	5 農業委員会・農業委員から戸別訪問以外の勧め	8%	9%	6%	8%	6%	10%	9%	8%
	6 JAによる戸別訪問	8%	8%	8%	8%	7%	10%	7%	4%
	7 JAから戸別訪問以外の勧め	5%	5%	5%	4%	5%	4%	6%	15%
	8 専門家(税理士等)への相談	2%	2%	1%	2%	2%	2%	2%	0%
	9 その他	2%	2%	2%	1%	2%	2%	3%	4%

加入のきっかけは、「家族からの勧め」が36%、「農業委員会・農業委員、JA関係者による戸別訪問」が18%となっている。「家族からの勧め」については、若い世代の割合が特に高くなっている。

問3 加入しようと思った農業者年金の魅力は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
加入しようと思った農業者年金の魅力は何ですか。3つ以内で○をつけてください。	1 国民年金に上乗せできるから	31%	31%	32%	31%	30%	32%	33%	32%
	2 保険料の全額社会保険料控除などの税制優遇があるから	20%	20%	21%	16%	21%	21%	24%	30%
	3 積立て方式だから	13%	13%	14%	16%	13%	13%	11%	7%
	4 生涯受給できる終身年金だから	11%	11%	12%	9%	12%	12%	12%	5%
	5 保険料が自由に決められるから	10%	10%	9%	9%	9%	11%	12%	12%
	6 任意に加入・脱退ができるから	7%	7%	6%	7%	6%	8%	5%	10%
	7 一定の要件を満たした場合の保険料補助があるから	4%	4%	3%	7%	5%	1%	1%	3%
	8 80歳までに死亡した場合に死亡一時金があるから	3%	3%	2%	2%	3%	3%	4%	3%
	9 よくわからない	2%	3%	2%	6%	2%	1%	1%	0%
	10 年金資産の運用実績が良いから	2%	2%	1%	1%	2%	1%	1%	3%
	11 事務経費の負担がないから(国費で負担)	1%	1%	1%	2%	2%	1%	1%	0%
	12 その他	1%	1%	1%	0%	1%	1%	0%	0%

多くの方が、老後生活の安定のために「国民年金に上乗せできるから」と考え加入しており、農業者年金制度の魅力は、「税制優遇」であると感じている方が多い。

問4 農業者年金をどの程度知っていましたか？

(世代別集計)

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
この度、農業者年金に加入していただきましたが、加入される前に農業者年金制度についてどの程度ご存じでしたか。1つだけ○をつけて下さい。	1 制度の内容を良く知っていた	3%	4%	3%	3%	4%	3%	3%	28%
	2 制度の内容をある程度知っていた	35%	37%	30%	26%	36%	38%	39%	46%
	3 名前以外の制度内容はほとんど知らなかった	48%	47%	50%	50%	48%	47%	50%	19%
	4 名前を含め全く知らなかった ()は女性における数字	15%	14%	18%	23% (29%)	15% (21%)	14% (16%)	9% (12%)	10% (13%)

(就農時期別集計)

設問	回答	全体	男性	女性	0~2年前	3~5年前	6年以上前
この度、農業者年金に加入していただきましたが、加入される前に農業者年金制度についてどの程度ご存じでしたか。1つだけ○をつけて下さい。	1 制度の内容を良く知っていた	3%	4%	3%	4%	2%	4%
	2 制度の内容をある程度知っていた	35%	37%	30%	27%	30%	42%
	3 名前以外の制度内容はほとんど知らなかった	48%	47%	50%	45%	55%	47%
	4 名前を含め全く知らなかった ()は女性における数字	15%	14%	18%	27% (31%)	15% (18%)	9% (12%)

全体では、「ほとんど知らなかった」、「全く知らなかった」は合わせて約6割。世代別では、若い人ほどその割合が多い。

就農時期別では、就農時期0~2年前で約7割、3~5年前で約7割、6年以上前でも約6割となっている。

問5 農業者年金を知っていてこれまで加入しなかったその理由は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
問4で1または2と回答された方にお聞きします。農業者年金にこれまで加入しなかった理由は何ですか。2つに○をつけて下さい。	1 詳しい説明を聞く機会がなかった	39%	37%	45%	34%	38%	44%	41%	19%
	2 年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた	18%	18%	16%	30%	20%	12%	7%	25%
	3 保険料の負担が大きかった	16%	16%	18%	4%	15%	19%	29%	0%
	4 加入資格がなかった(他の年金制度に入っていた、農業に従事していなかった等)	16%	16%	15%	23%	16%	14%	11%	19%
	5 公的年金全般への不安感	6%	7%	5%	4%	6%	7%	7%	19%
	6 保険料補助の対象外だった	3%	4%	2%	3%	4%	3%	3%	0%
	7 その他	4%	5%	3%	5%	4%	3%	5%	19%

農業者年金を知っていて、これまで加入しなかった人の主な理由は、「詳しい説明を聞く機会がなかった」、「年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた」、「保険料の負担」、「加入資格がなかった」、等。

問6 政策支援加入しなかったその理由は？

設問	回答	全体	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
通常加入の方(政策支援加入で保険料の国庫補助を受けられる方以外の方)にお聞きします。あなたが、政策支援加入をされなかった理由は何ですか。1つだけ○をつけて下さい。	1 政策支援加入の要件を満たしていない。	60%	56%	68%	39%	41%	74%	82%	75%
	2 保険料の額を自由に決めることができないから。	19%	12%	11%	31%	29%	11%	8%	13%
	3 後継者に経営継承ができるか分からないから。	15%	10%	8%	19%	23%	10%	7%	7%
	4 生涯自ら農業を営みたいから	8%	6%	3%	13%	9%	7%	4%	7%
	5 その他	5%	3%	4%	3%	3%	3%	5%	10%

政策支援に加入しなかった理由は、「政策支援加入の要件を満たしていない」が約6割を占めており、その他では、「保険料の額を自由に決めることができないから」、「後継者に経営継承ができるか分からないから」等。

令和５年度における新規加入実績の要因検証

１ 市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の前年度比較(全国の総時間数比較)

(単位：時間)

区 分	R 4 年度	R 5 年度
調査対象農業委員会数	1,708	1,708
加入推進部長の指導的な活動時間	18,364	18,138 (0.99 倍)
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	5,280	5,331 (1.01 倍)
制度の普及 P R	3,207	3,441 (1.07 倍)
各種会議での働きかけ	2,366	2,368 (0.99 倍)
戸別訪問	7,511	6,998 (0.93 倍)

注１：業務指導等事業(R 4 年度、R 5 年度)の実績報告書を集計

注２：() は対前年度比較

【検証結果】

令和４年度と令和５年度の全国の活動状況を比較すると、「加入推進部長の指導的な活動時間」は約 1.8 万時間とほぼ同水準であった。

新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行が令和５年５月８日にされ、活動の制約が解除されたが、令和５年度は、全国的に７月以降に農業委員の改選があり、各地での研修会等の開催が例年よりも遅れたことから、全体として加入推進部長の活動時間にも影響があったと考えられる。

活動項目別にみると、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」及び「制度の普及 P R」が増加している一方、「各種会議での働きかけ」及び「戸別訪問」がほぼ同水準で推移している。

2 新規加入実績が下がった市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の 前年度比較（1市町村当たり）

（単位：時間）

区 分	R 4 年度	R 5 年度
加入推進部長の指導的な活動時間	41.4	33.2（0.80 倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	9.9	8.7（0.88 倍）
制度の普及 P R	7.3	5.0（0.68 倍）
各種会議での働きかけ	3.7	6.4（1.73 倍）
戸別訪問	20.5	13.1（0.64 倍）

注 1：R 5 年度に 5 人以上減った 19 市町村の加入推進部長の活動実績を集計

注 2：（ ）は対前年度比較

【検証結果】

新規加入者実績が 5 人以上減少した市町村については、全体活動時間が前年度と比較して 8 割弱に減少している。

活動項目別にみると、「各種会議での働きかけ」が増加する一方、「戸別訪問」が約 6 割に減少している。

これについても農業委員の改選による活動時期の遅れが関係していると考えられる。

3 新規加入実績が伸びた市町村段階に設置している加入推進部長の活動状況の
前年度比較（1市町村当たり）

（単位：時間）

区 分	R 4 年度	R 5 年度
加入推進部長の指導的な活動時間	29.4	33.0（1.12 倍）
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	12.0	9.8（0.82 倍）
制度の普及 P R	4.7	6.2（1.32 倍）
各種会議での働きかけ	2.5	5.7（2.28 倍）
戸別訪問	10.2	11.3（1.11 倍）

注 1：R 5 年度に 5 人以上伸びた 24 市町村の加入推進部長の実績を集計

注 2：（ ）は対前年度比較

【検証結果】

新規加入実績が 5 人以上伸びた市町村については、加入推進部長の指導的な活動時間が前年度と比較して約 1.1 倍に増加している。

活動項目別にみると、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」が減少している一方、「制度の普及 P R」、「各種会議での働きかけ」及び「戸別訪問」が増加し、加入実績の増加に寄与したものと考えられる。

戸別訪問が増加している要因として、新農業委員による働きかけ対象者の拡充があると考えられる。

4 実績を上げている市町村と全国平均との活動実績の比較(R 5 年度)

(1) 市町村段階に設置している加入推進部長の活動実績 (1 市町村当たり)

(単位: 時間)

区 分	全国平均 (R 5 年度)	R 5 年度実績が 5 人以上増加し た市町村 (R 5 年度)	R 4 年度・R 5 年 度の両年度とも 10 人以上の加入実績 のある市町村 (R 4 年度・R 5 年度)
加入推進部長の指導的な活動時間	14.6	33.0 (2.3 倍)	41.2 (2.8 倍)
対策会議、加入対象者の把握、絞り込み	4.3	9.8 (2.3 倍)	12.2 (2.8 倍)
制度の普及 P R	2.8	6.2 (2.2 倍)	9.1 (3.3 倍)
各種会議での働きかけ	1.9	5.7 (3.0 倍)	9.6 (5.1 倍)
戸別訪問	5.6	11.3 (2.0 倍)	10.3 (1.8 倍)

注 1 : R 4 年度・R 5 年度の両年度とも 10 人以上の加入実績があり、加入推進部長を設置している市町村は 12 市町村

注 2 : () は全国平均との比較

(2) 1 市町村当たり活動実績

区 分	全国平均 (R 5 年度)	R 5 年度実績が 5 人以上増加し た市町村 (R 5 年度)	R 4 年度・R 5 年 度の両年度とも 10 人以上の加入実績 のある市町村 (R 4 年度・R 5 年度)
加入推進名簿掲載者数	58.0 人	160.9 人(2.8 倍)	394.9 人(6.8 倍)
加入対策会議、研修会の開催	1.1 回	1.3 回(1.2 倍)	4.2 回(3.7 倍)
戸別訪問を行った加入推進者の人数	3.7 人	8.0 人(2.2 倍)	22.1 人(5.9 倍)
広報活動(農委便りへの掲載等)の実施回数	1.6 回	2.2 回(1.4 倍)	3.5 人(2.2 倍)

注 1 : R 4 年度・R 5 年度の両年度とも 10 人以上の加入実績のある市町村は 12 市町村

注 2 : () は全国平均との比較

(3) 1JA当たり活動実績 (1県1JA含む)

区 分	全国平均 (R5年度)	R5年度実績が 5人以上増加し た市町村 (R5年度)	R4年度・R5年 度の両年度とも10 人以上の加入実績 のある市町村 (R4年度・R5年度)
加入推進名簿掲載者数	100.8人	183.4人(1.8倍)	417.6人(4.1倍)
加入対策会議、研修会の開催	1.3回	2.0回(1.6倍)	6.5回(5.0倍)
戸別訪問を行った加入推進者の人数	2.5人	2.9人(1.1倍)	12.5人(5.0倍)
広報活動(農協便りへの掲載等)の実施回数	2.5回	4.0回(1.6倍)	11.0回(4.5倍)

注1：R4年度・R5年度の両年度とも10人以上の加入実績のあるJAは39JA

注2：()は全国平均との比較

【検証結果】

- ① 市町村段階業務受託機関に配置している加入推進部長の活動時間について全国平均と比較すると、
 ア 前年度よりも新規加入者が5人以上伸びた市町村では、全体の活動時間が約2倍、活動項目別では「各種会議での働きかけ」が約3倍と大きくなっている。
 イ また、2年連続して一定の実績(10人以上)がある市町村では、全体の活動時間が約3倍と大きく全国平均を上回っている。
 活動項目別において全ての項目について大きく全国平均を上回っており、「各種会議での働きかけ」が約5倍、「対策会議、加入対象者の把握、絞り込み」及び「制度の普及PR」が約3倍となっている。
- ② 市町村及びJAの活動実績を全国平均と比較すると、前年度よりも新規加入者が5人以上伸びた市町村とJA及び2年連続して一定の実績(10人以上)を上げている市町村とJAとも、すべての活動項目において全国平均を上回っている。
- ③ 実績を上げている市町村においては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行が令和5年5月8日にされ、活動の制約が解除されたが、令和5年度は、全国的に7月以降に農業委員の改選があり、各地での研修会等の開催が例年よりも遅れており、加入推進部長の活動時間に影響があった。ただし、そういった状況下にあっても、加入推進部長の積極的な指導活動の下、関係者間で協力しながら、加入対象者の把握・絞り込み、広報活動等を適切に実施し、戸別訪問につなげていく等、各加入推進活動を積極的に行っていると考えられる。

加入推進の戸別訪問等の効果検証 (平成 31(令和元)～令和 5 年度の実績報告等を基に分析)

1 戸別訪問の効果

戸別訪問時間数の上・中・下位別にみた新規加入者数（全体・若い農業者：府県）の割合を比較すると以下のとおり

基幹的農業従事者に対する 戸別訪問の時間数①	新規加入者数の割合② 上段：全体 (下段：若い農業者)	②の割合の比較 ※少ない府県を 1 とする
戸別訪問の時間数が多い府県（上位1/3）	0. 7 1 % (2. 3 9 %)	1. 5 4 倍 (1. 5 4 倍)
戸別訪問の時間数が 中間の県（中位1/3）	0. 5 6 % (1. 7 4 %)	1. 2 2 倍 (1. 1 3 倍)
戸別訪問の時間数が 少ない府県（下位1/3）	0. 4 6 % (1. 5 5 %)	1 (1)

(注)

- ・①は、府県別[戸別訪問時間(平成 31(令和元)～令和 5 年度平均)／基幹的農業従事者数(60 歳未満：令和 2 年)]で算出
- ・②は、府県別[新規加入者数(平成 31(令和元)～令和 5 年度平均：全体・若い農業者)／基幹的農業従事者数(60 歳未満・39 歳以下：令和 2 年)]で算出
- ・加入推進部長を設置していない北海道と東京都は本分析から除き、45 府県を 15 府県毎に上位・中位・下位に分類。
- ・新規加入者においては、20 - 39 歳を「若い農業者」としている。

戸別訪問の「時間数が少ない府県」をベースに新規加入者数を比較すると、「時間数が多い府県」は 1. 5 4 倍、「時間数が中間の県」は 1. 2 2 倍。

戸別訪問の時間を着実に確保している府県ほど、新規加入実績を上げている。

2 特別対策地域指定の効果

令和5年度においては重点県等を廃止し、加入推進が遅れており、対応を強化すべき1府5県の市町村・JA地域を特別対策地域として指定した。

特別対策地域においては、基金の担当役職員を設定するとともに、全国農業会議所、JA全中及び該当する県段階業務受託機関の担当者、該当市町村・JA地域の担当者を決めて、特別対策地域推進チームを設け、現地での意見交換をはじめとする特別活動を実施。

◎特別対策地域のある府県、特別対策地域以外と全国とを比較した新規加入者数の推移

区 分	平成 4 年度	令和 5 年度	前年度比
全 国	46.8人 → 45.1人	96.4%	
特別対策地域のある府県	46.3人 → 50.0人	108.0%	
上記以外	46.8人 → 44.4人	94.9%	

※1都道府県当たりの平均新規加入者数で比較した。

◎特別対策地域のある府県の新規加入者数の推移

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	前年度比
全 国	2, 198人 →	2, 121人	96. 4%
青森県	69人 →	83人	120. 3%
茨城県	63人 →	95人	150. 8%
愛知県	35人 →	29人	82. 9%
京都府	28人 →	22人	78. 6%
高知県	22人 →	30人	136. 4%
福岡県	61人 →	41人	67. 2%

1都道府県当たりの平均新規加入者数は、特別対策地域以外が対前年94.9%であったのに対し、特別対策地域のある府県は108.0%と伸びている。

3 女性による加入推進の効果

(1) 加入推進部長における女性の割合(多・少)からみた戸別訪問時間数の比較

加入推進部長数における 女性の割合①	戸別訪問の時間数の比較② ※少ない府県を1とする
女性の加入推進部長の割合が多い県 (上位1～10位)	1. 29倍
女性の加入推進部長の割合が少ない府県 (11位～45位)	1

(注)

- ・①は、府県別 [女性加入推進部長数(5カ年平均)／加入推進部長数(10 時間以上活動)]で算出
- ・②は、府県別 [戸別訪問時間(5カ年平均)／基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出
- ・加入推進部長を設置していない北海道と東京都を分析から除いている。
- ・女性加入推進部長は全国的にみてまだ配置がそれほど進んでおらず、中位・下位で有意に比較できないことから上位10位までとそれ以外の府県とに分類し、分析した。

(2) 加入推進部長における女性の割合(多・少)からみた新規加入者数の割合の比較

加入推進部長数における女性の 割合①	新規加入者数の割合② 上段:全体 (下段:女性)	②の割合の比較 ※少ない府県を1とする
女性の加入推進部長の割合が 多い県 (上位1～10位)	0. 69% (0. 22%)	1. 27倍 (1. 31倍)
女性の加入推進部長の割合が 少ない府県 (11位～45位)	0. 55% (0. 17%)	1 (1)

(注)

- ・②は、府県別 [新規加入者数(5カ年平均)／基幹的農業従事者数(60歳未満)]で算出

女性の加入推進部長の割合の多い県は、少ない府県と比較して戸別訪問時間は1. 29倍、新規加入者数は、少ない府県と比較して全体で1. 27倍、女性で1. 31倍となっている。

○特別対策地域（重点県）及びその他の県の新規加入者数の比較

（単位：人）

区 分	県数	令和5年度	平 均	県数	令和6年度	平 均	前年比
全国	47	2,121	45.1	47	2,338	49.7	110.2%
特別対策地域	6	300	50.0	6	338	56.3	112.6%
青 森	特	83		特	75		90.4%
茨 城	特	95		特	114		120.0%
愛 知	特	29		特	33		113.8%
京 都	特	22		特	26		118.2%
高 知	特	30		特	36		120.0%
福 岡	特	41		特	54		131.7%
特別対策地域以外	41	1,821	44.4	41	2,000	48.8	109.9%

農業者年金基金が開催したオンラインセミナー

各業務受託機関からの要望により、効率的かつ効果的に全国の農業者に対して農業者年金に加入するメリット等をPRするため、令和6年度に新たにオンライン形式によるセミナーを開催した。



<https://www.youtube.com/watch?v=kc8RjmhCb00> (YouTube)

(

農業者年金基金が作成した動画①

農業者年金制度PRのためデジタル技術を活用し、ファイナンシャルプランナーの協力のもと、農業者年金制度とNISAや他の年金制度とを比較した上で、農業者年金制度の優位性を伝えるための動画を発信。



<https://www.youtube.com/watch?v=YZmJHu9vVUA&t=6s> (YouTube)

農業者年金基金が作成した動画②

業務受託機関の担当者の研修会での活用などを想定し、他の年金制度との比較のみに特化した動画を撮影し公開。



<https://www.youtube.com/watch?v=VITJJuyIvU4> (YouTube)

神奈川県農業会議・J A神奈川県中央会が作成した動画

15 秒動画を作成し、YouTube 広告に掲載。J A各支店で活用。



<https://www.youtube.com/watch?v=RD2oiqtpzFY> (YouTube)

高知県農業会議・JA高知県が作成した動画

JA職員や農家の方々に出演していただき、2パターンの動画を作成。JA各支店やYouTube等で活用。

(R5年度より継続)



群馬県農業会議・J A群馬中央会が企画した記事広告

(R 4 年度より継続)

家族で農業者年金に加入されている前橋市内の農家取材し、農業者年金の魅力や加入のきっかけを記事として掲載。

マイナビ農業へのサイト掲載に加え、Facebook に公告を配信し記事のプレビュー数を増やす施策や (PV 保証付の契約)、記事をチラシ化し配布するなど、多くの方に記事を見てもらうように工夫を凝らしている。

【記事広告イメージ】

The screenshot shows the Mynabi Agriculture website interface. At the top, there's a navigation bar with the Mynabi logo and various menu items like 'Agriculture News', 'Agriculture Skills', 'Agriculture Education', etc. Below the navigation bar, there's a search bar and login/register buttons. The main content area features a large article titled 'Agricultural Pension' with a sub-headline 'Only farmers can join the public pension system. "Agricultural Pension" for a bright future!'. The article includes a photo of three people (two men and one woman) standing in a field. To the right of the article, there's a sidebar with 'Event Information' and 'Survey' sections. The 'Event Information' section mentions 'Agriculture and Forestry FESTA 2024' and 'Agriculture and Forestry FESTA 2024'. The 'Survey' section mentions a survey about 'Agricultural Pension' and 'Agricultural Pension'.

【マイナビ農業記事へのリンク】

https://agri.mynavi.jp/2023_11_28_246703/

福井県農業会議が作成したテレビCM

若者向けのチラシにナレーションをつける形で動画を作成。お昼の時間帯にTVerでCM配信中。(令和5年度作成のものからナレーションを変えた形で継続)

【テレビCMイメージ図】

千葉県農業会議が実施しているWEB 公告

Meta 広告（Instagram、Facebook）を活用し、LP サイト（特設サイト）へ誘因する広告を配信。

【イメージ図】



千葉県農業会議作成 LP サイト



<https://nounen.chinokai.com/>

全国農業会議所が作成した動画

農業大学校等の生徒向けに配布している農業者年金に関するマンガを動画化し、YouTube に公開。



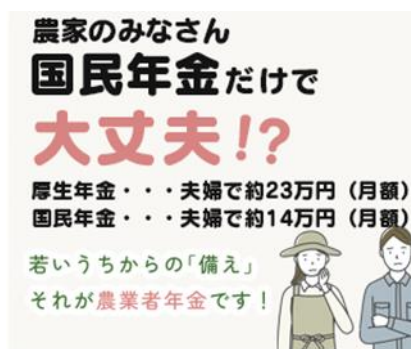
https://www.youtube.com/watch?v=It_dhGfx7Hw (YouTube)

佐賀県農業会議・J A佐賀中央会で実施したWEB広告

佐賀県内の農業者を対象にバナー広告や、音楽配信アプリ「Spotify」で音声広告を引き続き実施。

※双方ジオターゲティングで、スマートフォンの位置情報を活用して該当するユーザーに広告を配信。（J Aや直売所等の農業関連施設に訪れたことがある方へ広告配信）

【バナー広告】



地方紙等でPR

茨城新聞の月1回の特設コーナー「いばらき農業」のページに農業者年金の広告を掲載。また、新しい農業技術や経営改善に役立つ情報を無償で提供するポータルサイトにて記事を掲載。



市町村段階のSNSを活用した事例

- ・市町村のXアカウント（旧ツイッター）の活用事例



三条市役所

@sanjo_city · 2025/03/28

農家の老後の備えは農業者年金

農業者年金は国民年金の上乗せ年金として加入できる年金制度です

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になり、節税対策にもなります

▼対象
年間60日以上農業に従事する、国民年金第1号被保険者で、20～60歳未満の方

▼お問い合わせ
#三条市農業委員会 (☎ 0256-34-5635)

ホームページもご覧ください
city.sanjo.niigata.jp/soshiki/gikai_...

#三条市
#選びたくなるまち三条

農業者年金の3つの税制優遇

農業者年金は
税の軽減の立役者です!

農業者年金は国民年金の上乗せ年金として加入できる年金制度です

① 全額社会保険料控除の対象!

② 運用益は非課税!

③ 農業者年金として受け取る際も大きな控除!

全額社会保険料控除の対象!

① 全額社会保険料控除の対象!

② 運用益は非課税!

③ 農業者年金として受け取る際も大きな控除!



青森県弘前市

@Hirosaki_City

フォローする

農業者年金のススメ

農業者年金で生活の安定を考えませんか。

▽対象 国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の人
▽申し込み方法 農協窓口、農業委員会で。

詳しくはこちら↓
city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/n...

■農業委員会事務局 (☎ 0172-40-7104)



青森県弘前市

city.hirosaki.aomori.jp

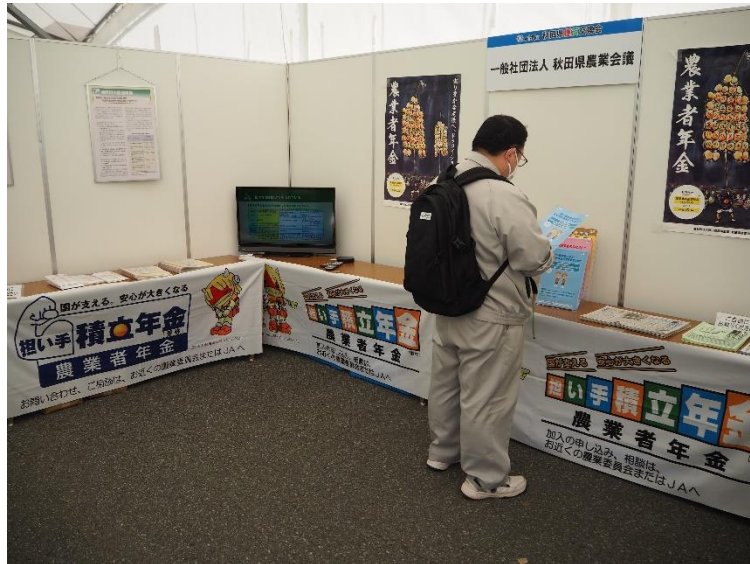
13:25 · 2025/02/26 · 1735 回表示

・市町村・JAのInstagramの活用事例



秋田県農業会議・J A秋田中央会で出展したブース

中央会主催の種苗交換会にブースを出展し制度説明を実施。



第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務改善の推進

2 農業者年金記録管理システムのメリット

1 最新の加入記録・受給記録を確認できます。

受託機関のパソコンで加入者の最新の加入記録、受給記録などの確認ができるので、窓口での対応や加入者からの照会への対応などがスムーズになります。

さらに、受託機関と基金の双方が同じ画面を見ながら、加入者の記録を確認できるので、照会業務が効率化できます。

2 届出書作成機能が充実しているので、スムーズに届出書が作成できます。

各種届出書を作成する場合、様式番号から該当する届出書等を検索する方法、届出等の内容から届出書等の様式を検索する方法が選択できます。

さらに、届出書等の様式の入力は、必要項目をガイダンスに従って入力する方式で、最新の基本情報（記号番号、氏名、生年月日、住所、性別）が自動表示されるため、入力作業の負担及び入力ミスの発生リスクの軽減を図ることができます。

3 届出書の処理状況を確認できるので、事務処理の遅延防止に役立ちます。

被保険者資格、保険料、年金裁定などの届出書・請求書を届出書作成機能を利用して作成・提出すると、その後は受託機関でも処理状況の確認ができるので、事務処理の遅延防止に役立ちます。

帳簿や名簿類の作成・管理作業が簡素化できます。

届出書作成機能を利用すると、届出書の受付処理簿が不要になるなど、帳簿・名簿等の作成・管理作業が簡素化されます。

5 加入者の一覧データを抽出できます。

従来、帳簿で管理していた管内の被保険者や受給権者一覧データを抽出できます。

さらに、年金裁定前の待期者や、受給漏れのケースが多い旧制度死亡一時金のみ受給可能な者の抽出もでき、裁定手続の勧奨に利用できます。

6 現況届の提出状況を確認できます。

受給権者情報の画面で、その受給者が提出しなれない現況届の年金種別(提出した場合は、その提出処理年月日)を確認できます。

さらに、加入者・受給権者情報一覧の検索画面で、現況届の提出対象者一覧の抽出、未提出者のみを抽出することもでき、現況届の提出状況を確認できます。

7 さらに、こんな機能もあります。

被保険者が年間保険料納付額等を照会した場合、受託機関でも確認できます。

さらに、受給権者が紛失した現況届は、農業委員会でも再発行できます。